

議案第 77 号

調布市後期高齢者医療に関する条例及び調布市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正を踏まえ、保険料に係る延滞金の割合の特例を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市後期高齢者医療に関する条例及び調布市介護保険条例の一部を改正する条例

(調布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 調布市後期高齢者医療に関する条例(平成20年調布市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(調布市介護保険条例の一部改正)

第2条 調布市介護保険条例(平成12年調布市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第9条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(調布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の調布市後期高齢者医療に関する条例附則第

2条の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し，施行日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。

（調布市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の調布市介護保険条例附則第9条の規定は，施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し，施行日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。